

病床計画見直し要請へ

厚労省「逼迫見据え策定を」

新型コロナウイルス

新型コロナウイルスの感染の流行と病床逼迫に備え、厚生労働省は従来の病床確保計画を見直すよう各都道府県に通知する。自治体と病院との間で確保できる病床数を合意し、通常医療との両立を目指す。ただ、短期間で急増する事態に備え、手術の延期による追加の病床確保や自宅療養となつた人への観察体制を整えるなど「二段構え」の対応を求める。

厚労省は昨年夏、感染拡大

大時の入院患者数を推計し、都道府県ごとに提示。これに基づき都道府県は必要な病床数を確保する計画を立てた。しかし、実際に受け入れた病床数と計画との落差が大きく、入院待ちの高齢者の容体が急変するなどの問題が生じた。厚労省は、実際に受け入れが可能な病床数を個別の医療機関ごとに把握する方針だ。

具体的には、コロナ以外の一般医療と両立できる最大病床数を病院ごとに積み上げ、病院と自治体との間で書面で合意する。通知では「第3波」で病床不足が深刻だった都道府県では従来計画に一定数の上積みをするなど「高めに設定すべきだ」と強調。一般病床をコロナ向けに転換するのに要する時間の目安も明記する。厚労省は、遅くとも2週間程度を想定する。

ただ、「第3波」のように短期間で患者が急増し、病床が不足する事態もあり得る。コロナ以外の入院や手術を先延ばしして病床を確保することや宿泊療養先も大幅に増やすことを求める。自宅療養者の大幅増加を見込んで、患者の急変を察知する「血中酸素濃度」の測定具を調達するなどの

対応を盛り込む。実際に地域でどの程度の患者数に備えるかは都道府県に判断を委ねる。通知では「今冬の最大感染者数の2倍」といった例を示す。

都道府県は4月中に新たな計画を策定して厚労省に報告。厚労省は5月中に体制の整備を済ませるよう求めている。

【原田啓二】